

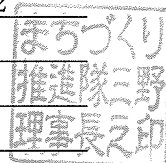
様式第16号(第12条関係)



平成28年4月28日

三豊市長 様

申請者	団体の所在地	三豊市三野町下高瀬568番地2
	団体の名称	まちづくり推進隊三野
	代表者氏名	理事長 長尾 眷三 (印)
	電話番号	0875-73-6228



地域内分権推進交付金実績報告書

平成27年4月30日付け三政田第87号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 12,224,446円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成 27 年度 まちづくり推進隊三野 事業報告書
(平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

1 事業の成果

- (1) 地域の交流を深め、住民の皆さんが元気になる活動に力をいれた。
- (2) 自主事業は、従来からの継続事業はもとより休耕田の活用、地域の皆さんの健康に重点を置いた事業を行った。
- (3) 移譲業務は、特に大きな混乱なく履行した。

2 個別事業報告書

(1) 自主事業

産業活力部

事業名	三野町小学校生徒へズイナの苗育成依頼（継続）		
事業内容	町内の休耕田に植えるズイナの苗の育成を、町内の小学 1 年生に依頼した。		
実施日時	平成 27 年 12 月 11 日、12 月 14 日、12 月 16 日		
実施場所	各小学校		
参加者・受益者	吉津小 34 人 下高瀬小 33 人 大見 32 人		(延人数 99 人)
役務提供者	役員・会員・事務局 (実人数 6 人) (延人数 13 人)		
決算額	収入決算額	60,540 円	支出決算額 60,540 円
	内訳 受取交付金	60,540 円	内訳 消耗品費 60,000 円
			支払手数料 540 円

事業名	学校教育での EM 発酵液の活用（継続）		
事業内容	学校教育を通して「米のとぎ汁 EM 発酵液」を、環境美化とプールやトイレの清掃に役立てるため三野町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の各プールに入れた。		
実施日時	平成 27 年 10 月 15 日～22 日		
実施場所	保育所・幼稚園・小学校・中学校		
参加者・受益者	各 60 本×8		(延人数 24 人)
役務提供者	役員 (実人数 2 人) (延人数 16 人)		
決算額	収入決算額	80,000 円	支出決算額 80,000 円
	内訳 受取交付金	80,000 円	内訳 消耗品費 36,860 円
			業務委託費 43,140 円

事業名	ズイナ育成事業(休耕田の活用)		
事業内容	休耕田を利用しズイナの苗の育成を行うほか花や野菜を植え地域の人々が集える場所にした。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
参加者・受益者	延人数 55 人		
役務提供者	8/8 理事 5 名 8/19 会員 1 名 理事 2 名 9/15 会員 1 名 理事 1 名 9/16 会員 1 名 理事 4 名 10/3 会員 1 名 理事 3 名 11/11 理事 2 名 3/1 除幕式 理事 7 名 香大 5 名 一般(会員含む) 18 名 会員役員 (実人数 8 人) (延人数 28 人)		
決算額	収入決算額	291,728 円	支出決算額 291,728 円
	内訳 受取交付金	291,728 円	内訳 諸謝金 20,000 円
			消耗品費 267,152 円
			旅費交通費 1,880 円
			通信運搬費 212 円
			支払手数料 2,484 円

事業名	希少糖料理教室		
事業内容	香川短期大学から講師を招き、健康増進のため希少糖を使った料理教室を開催した。また託児所を設け、子ども連れの参加ができるようにした。		
実施日時	平成 27 年 5 月 12 日・7 月 21 日・10 月 16 日・12 月 10 日 平成 28 年 2 月 19 日		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	30 人・32 人・32 人・32 人・28 人 (延人数 154 人)		
役務提供者	5/12 9 人・7/21 7 人・10/16 6 人・12/10 7 人・2/19 5 人 役員・事務局 (実人数 10 人) (延人数 34 人)		
決算額	収入決算額	145,955 円	支出決算額 145,955 円
	内訳 受取交付金	67,755 円	内訳 業務委託費 3,500 円
	受取負担金(参加費)	78,200 円	諸謝金 37,500 円
			賄材料費 90,234 円
			通信運搬費 4,756 円
			消耗品費 8,345 円
			支払手数料 1,620 円

事業名	三野ふれあい産直市活動支援（継続）		
事業内容	三野町近郊で作った農作物・農産加工物を販売し、地産地消と町民の交流の場をめざす「三野ふれあい産直市」の活動を支援した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野ふれあい産直市		
受益者	三野ふれあい産直市会員、近郊住民	従事人数	役員・事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額 0円

環境文化部

事業名	第3回つくるフェスティバル in みとよ（継続）		
事業内容	昨年に引き続き、宗吉瓦窯跡史跡公園で「第3回つくるフェスティバル in みとよ」を開催した。		
実施日時	平成27年11月28日（土）10時～17時 11月29日（日）9時～16時		
実施場所	宗吉瓦窯跡史跡公園・宗吉かわらの里展示館		
参加者・受益者	来場者数約10,000人（2日間）（延人数 10,000人）		
役務提供者	6/9 7人、6/12 5人、6/17 7人、6/30 12人、7/8 7人、7/20 8人、 8/17 16人、10/6 13人、10/27 17人、11/9 25人、11/10 13人、 11/26 10人 11月2日（月）合同周知会 参加者 35名 準備 11/27 20人、 当日 11/25 65人、11/26 60人（実人数 80人） 片付 11/30 15人（延人数 335人）		
決算額	収入決算額	751,203円	支出決算額 751,203円
	内訳 受取交付金	563,203円	内訳 通信運搬費 63,478円
	受取負担金(参加費)	188,000円	消耗品費 16,994円
			業務委託費 357,480円
			諸謝金 14,700円
			租税公課 3,200円
			食糧費 92,796円
			施設燃料費 5,739円
			保険料 52,170円
			賃借料 143,242円
		支払手数料 1,404円	

事業名	里山整備推進事業（継続）			
事業内容	町内の里山を整備し、多くの方が気軽に訪れ自然とふれあえる魅力的な里山をつくるため、町内の里山整備ボランティア団体の相互支援活動を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内の里山			
参加者・受益者	とんぎり山 140人 北村 67人 真山 71人 真平山 105人 貴峰山 155人 丸山公園 219人			(延人数 757人)
役務提供者	スタッフ会議 6/12 18人			(実人数 18人) (延人数 18人)
決算額	収入決算額	355,014円	支出決算額	355,014円
	内訳 受取交付金	355,014円	内訳 消耗品費	223,163円
			食糧費	71,126円
			修繕費	6,372円
			燃料費	27,801円
			保険料	25,688円
			支払手数料	864円

事業名	韃靼そば作り講座(大人の寺子屋)			
事業内容	健康に良いとされる韃靼そばを、休耕田を利用して栽培し、健康づくりに役立てるとともに、共同で作業する楽しさを味わった。			
実施日時	通年			
実施場所	三野町内の休耕田			
参加者・受益者	8/3 草抜 5人 8/1 草刈 3人 8/17 種植 16人 11/30 収穫 3人 1/25 そば作り 18人			(延人数 45人)
役務提供者	会員・役員・事務局			(実人数 15人) (延人数 40人)
決算額	収入決算額	10,973円	支出決算額	10,973円
	内訳 受取交付金	7,373円	内訳 消耗品費	8,632円
	受取負担金(参加費)	3,600円	賄材料費	1,954円
			食糧費	387円

事業名	観光めぐり		
事業内容	地元の魅力を再発見し、市域振興を目指すため、香川大学経済学部の学生とバスツアーを企画した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
参加者・受益者	12/13 11名 2/7 8名 10/24 8名 2/26 23名 2/27 6名 (延人数 56人)		
役務提供者	12/16 5名・2/7 5名・10/24 5名・2/26 5名・2/27 2名 (実人数 5人) 役員・会員 (延人数 22人)		
決算額	収入決算額	63,854 円	支出決算額 63,854 円
	内訳 受取交付金	63,854 円	内訳 諸謝金 60,000 円
			旅費交通費 2,990 円
			支払手数料 864 円

健康福祉部

事業名	お助け隊 (継続)		
事業内容	生活弱者の日常支援を目的とし、現状制度の谷間にいる人を主として支援した。また、草取り、外出支援等の支援活動を有償で行った。		
実施日時	通年		
実施場所	支援者要望地		
参加者・受益者	支援登録者 21 世帯		
役務提供者	草取り 15 回・除草剤散布 2 回・通院支援 21 回 外出支援 5 回・生活支援 43 回・その他 7 回 (実人数 12 人) (延人数 203 人)		
決算額	収入決算額	209,070 円	支出決算額 209,070 円
	内訳 受取交付金	94,445 円	内訳 給料手当 187,775 円
	事業収益	114,625 円	会議費 5,400 円
			消耗品費 15,755 円
			通信運搬費 140 円

事業名	掘出物市協力（継続）		
事業内容	みの元気塾の関係者が中心となって、広く町民から物品を提供していただき、掘出物市を開催した。		
実施日時	11月22日、23日		
実施場所	三野町内		
参加者・受益者	来場者 延人数 820人		
役務提供者	21日3人（準備）、22日10人、23日7人 （実人数12人） （延人数20人）		
決算額	収入決算額	13,680円	支出決算額 13,680円
	内訳 受取交付金	13,680円	内訳 消耗品費 1,895円
			食糧料 2,400円
			施設燃料費 9,385円

事業名	高齢者元気講座（継続）		
事業内容	包括支援センターの脳きらり教室や食生活改善グループ等と共催し高齢者が元気で活動できる居場所づくりができるように支援した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町保健センター		
参加者・受益者	開催10回 320人 （延人数320人）		
役務提供者	元気塾3人・食改5人・介護保険課3人・福祉バス1人 （実人数12人） （延人数120人）		
決算額	収入決算額	90,666円	支出決算額 90,666円
	内訳 受取交付金	82,266円	内訳 諸謝金 3,000円
	受取負担金(参加費)	8,400円	消耗品費 9,531円
			通信運搬費 6,806円
			賄材料費 71,329円

事業名	市民集いの場作り（継続）		
事業内容	交流・親睦を図ることを目的として、集いの場「みの元気塾」で、市民から要望の多い各種イベントを行った。		
実施日時	通年		
実施場所	みの元気塾（三野町太陽の家）		
参加者・受益者	イベント 73 回 5,200 人		(延人数 5,200 人)
役務提供者	運営スタッフ 16 人		(実人数 16 人) (延人数 1,168 人)
決算額	収入決算額	155,056 円	支出決算額 155,056 円
	内訳 受取交付金	152,556 円	内訳 諸謝金 72,000 円
	受取負担金(参加費)	2,500 円	賃借料 30,000 円
			消耗品費 40,827 円
			賄材料費 6,348 円
			食糧費 5,881 円

事業名	健康講座		
事業内容	高齢化が進むなか、身近で健康に関する講演を受ける機会を作るため、生活習慣病予防の知識アップと簡単な運動実技を習得した。		
実施日時	6 回		
実施場所	社会福祉センター・保健センター		
参加者・受益者	9 月 50 人・10 月 70 人・11 月 35 人・12 月 37 人・2 月 47 人・3 月 45 人		(延人数 284 人)
役務提供者	役員・事務局 (実人数 7 人) (延人数 29 人)		
決算額	収入決算額	123,888 円	支出決算額 123,888 円
	内訳 受取交付金	123,888 円	内訳 諸謝金 120,000 円
			支払手数料 3,888 円

事業名	みの生活カレンダー（継続）		
事業内容	三野町内の学校・公民館・各種団体の 1 ヶ月の情報を一元化し、カレンダーを作成。新聞販売店の販売網を通じて、三野町内に無料で配布した。		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊三野事務局		
参加者・受益者	全町民		
役務提供者	事務局 2・ボランティア 1		(実人数 3 人) (延人数 36 人)
決算額	収入決算額	0 円	支出決算額 0 円

事業名	ノルディックウォーク（継続）		
事業内容	三野町保健センターを拠点に宗吉史跡公園を折り返す約 2.5km をウォーキングした。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
参加者・受益者	開催日 50回 25名		(延人数 1,250人)
役務提供者	役員（実人数 3人） (延人数 150人)		
決算額	収入決算額	73,440円	支出決算額 73,440円
	内訳 受取交付金	73,440円	内訳 消耗品費 73,440円

事業名	研修講座・視察研修（継続）		
事業内容	会員及び町民に呼びかけ、研修会・視察研修等を開催した。		
実施日時	平成 27 年 10 月 25 日・平成 28 年 3 月 10 日		
実施場所	高知県高知市・岡山県倉敷市		
参加者・受益者	42人・40人		(延人数 82人)
役務提供者	役員（実人数 14人） (延人数 23人)		
決算額	収入決算額	303,374円	支出決算額 303,374円
	内訳 受取交付金	303,374円	内訳 旅費交通費 295,000円
			通信運搬費 8,374円

事業名	「次の夢への一步」講演会		
事業内容	中学生を対象に冒険家阿部氏を招き、講演会を開催した。		
実施日時	平成 27 年 6 月 25 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分		
実施場所	三野津中学校体育館		
参加者・受益者	参加者 300人		
役務提供者	役員・会員・事務局（実人数 10人） (延人数 10人)		
決算額	収入決算額	70,000円	支出決算額 70,000円
	内訳 受取交付金	70,000円	内訳 諸謝金 70,000円

事業名	まちづくり活動助成金交付		
事業内容	地域の活性化に役立つ事業に対し、活動助成金を交付した。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町内		
参加者・受益者	2団体		
役務提供者	役員 (実人数 16 人) (延人数 32 人)		
決算額	収入決算額	200,540 円	支出決算額 200,540 円
	内訳 受取交付金	200,540 円	内訳 交付金 200,000 円
			振込手数料 540 円

事業名	桃田賢斗選手応援事業		
事業内容	活躍を応援するため横断幕と等身大パネルを作成した。		
実施日時	平成 27 年 12 月 16 日・平成 28 年 1 月 6 日		
実施場所	三野庁舎内		
参加者・受益者	全市民		
役務提供者	役員・事務局 (実人数 3 人) (延人数 6 人)		
決算額	収入決算額	55,587 円	支出決算額 55,587 円
	内訳 受取交付金	55,587 円	内訳 , 交付金 54,291 円
			振込手数料 1,296 円

(2) 移譲業務

事業名	自治会連合会三野支部事務局		
事業内容	自治会連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①自治会連合会に関する事務（総会、役員会） ②自治会からの要望事項に関する相談業務 ③広報みとよの配付手配		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	500,000 円	支出決算額 500,000 円
	内訳 受取交付金	500,000 円	内訳 支払助成金 500,000 円 (@5,000×100 自治会)

事業名	三豊市地区衛生組織連合会三野支部事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会三野支部（別会計）として以下の事業を実施した。 ①地区衛生組織連合会に関する事務 ②ごみ集積所補助事業5件 ③環境美化の日（6/7、10/18）、視察研修（9/25） ④三野町を美しくする運動（2/7）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	自治会長、地区衛生委員及び三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額
			0円

事業名	三野町イベント推進協議会		
事業内容	吉津花まつり・大坊市・弥谷市について各実行委員会に補助金を配分するため、通帳管理を行い、役員会を年1回開催した。 （イベントの運営・会計・事務は各実行委員会が行っている。）		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	0円	支出決算額
			0円

事業名	公共施設の消耗品補充、軽微な修繕		
事業内容	社会福祉センター・文化センター・はつらつセンター・ふれあいセンター 保健センターの消耗品補充及び軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	それぞれの公共施設		
受益者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	261,915円	支出決算額
			261,915円
	内訳 受取交付金	261,915円	内訳 通信運搬費
			12,136円
			消耗品費
			108,677円
			修繕費
			140,130円
			支払手数料
			972円

会 議 名	通常総会
開 催 日 時	平成27年4月24日(金) 19時~19時55分
出 席 状 況	45名、委任状29名
審 議 及 び 議 事 内 容	議事録署名人の選任について 平成26年度事業報告及び収支決算報告について 平成26年度会計監査報告について 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について 役員改選(案)について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年5月20日(水) 17時30分~18時50分
出 席 状 況	13名(理事12名、監事1名)
審 議 及 び 議 事 内 容	各部の担当について 活動提案書、交付金申請書について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年6月24日(水) 19時~20時20分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	講演会について 交付金について 各部の状況、報告について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年7月23日(木) 19時~21時00分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	交付金、提案書について 各小学校へのズイナ贈呈について つくるフェスティバルについて だったんそば植えについて 健康講座について 休耕田について

事業名	防犯灯管理		
事業内容	既存防犯灯の管理を行い、120か所の修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局
決算額	収入決算額	799,752円	支出決算額 799,752円
	内訳 受取交付金	799,752円	内訳 修繕費 792,840円
			支払手数料 6,912円

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全キャンペーンを実施した。(5/20、7/6、9/30)		
実施日時	通年		
実施場所	三野町全域		
対象者	三野町民	従事人数	事務局他
決算額	収入決算額	14,400円	支出決算額 14,400円
	内訳 受取交付金	14,400円	内訳 食糧費 14,400円

3 総会、理事会等の開催状況

会議名	理事会
開催日時	平成27年4月8日(水) 19時～21時00分
出席状況	12名(理事10名、監事2名)
審議及び 議事内容	通常総会について 新理事の選任について 26年度実績決算について 27年度計画予算について 提案書と交付金助成について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年8月26日(水) 19時～20時25分
出 席 状 況	13名(理事11名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	休耕田について つくるフェスティバルについて 遍路道整備について お助け隊実績報告について 健康講座について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年9月24日(木) 19時～21時05分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	休耕田について つくるフェスティバスについて 希少糖料理教室について 研修について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年10月21日(水) 19時～21時05分
出 席 状 況	13名(理事12名、監事1名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	つくるフェスティバルについて 休耕田について 保険について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年11月10日(火) 19時～20時50分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 審 議 事 内 容	休耕田について つくるフェスティバルについて 観光事業について アイデアコンテストについて 28年度の事業計画について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成27年12月17日(水)19時~19時50分
出 席 状 況	11名(理事9名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	理事長会の報告について 保険加入について 助成金交付について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年1月26日(火)17時15分~17時50分
出 席 状 況	14名(理事12名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	広報誌発行について つくるフェスティバル報告 山なみ芸術祭について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年2月24日(水)19時~21時10分
出 席 状 況	13名(理事11名、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	27年度の決算について 28年度の予算について

会 議 名	理事会
開 催 日 時	平成28年3月15日(火)19時~20時10分
出 席 状 況	14名(理事12、監事2名)
審 議 及 び 議 事 内 容	27年度の実績と決算について 28年度の計画と予算について


決算監査報告書

まちづくり推進隊三野
理事長 長尾 眷三 様

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理
され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

28年 4月 11日

まちづくり推進隊三野

監事 松岡 茂利  印

監事 松岡 英明 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成28年4月28日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2
団体の名称 まちづくり推進隊三野
代表者の氏名 理事長 長尾 眷三



決 算 報 告 書

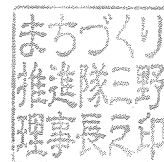
第 4 期

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

まちづくり推進隊三野

香川県三豊市三野町下高瀬568番地2



貸借対照表

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)
平成28年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,523,554
小口 現金	19,066	預り金(源泉所得税)	18,855
普通 預金	1,524,865	流動負債 計	1,542,409
現金・預金 計	1,543,931	負債合計	1,542,409
流動資産合計	1,543,931	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	686,113
構 築 物	532,097	当期正味財産増減額	402,394
機械及び装置	554,888	正味財産 計	1,088,507
有形固定資産 計	1,086,985	正味財産合計	1,088,507
固定資産合計	1,086,985		
資産合計	2,630,916	負債及び正味財産合計	2,630,916

財 産 目 録

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)
平成28年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

19,066

普通 預金

1,524,865

現金・預金 計

1,543,931

流動資産合計

1,543,931

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

532,097

機械及び装置

554,888

有形固定資産 計

1,086,985

固定資産合計

1,086,985

資産の部 合計

2,630,916

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,523,554

預り金 (源泉所得税)

18,855

流動負債 計

1,542,409

負債の部 合計

1,542,409

正味財産

1,088,507

損益計算書

まちづくり推進隊三野
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 280,700
受取交付金 12,224,446

【事業収益】

事業 収益 114,625

【その他収益】

受取 利息 540

経常収益 計

12,620,311

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業) 187,775
人件費計 187,775

(その他経費)

業務委託費(事業) 397,840
諸 謝 金(事業) 397,200
会 議 費(事業) 5,400
旅費交通費(事業) 299,870
通信運搬費(事業) 95,902
消耗品 費(事業) 931,842
食 糧 費(事業) 186,990
修 繕 費(事業) 939,342
施設燃料費(事業) 42,925
賄材料費(事業) 169,865
賃 借 料(事業) 173,242
減価償却費(事業) 27,897
保 険 料(事業) 77,858
租税 公課(事業) 3,200
支払手数料(事業) 21,384
支払助成金 700,000

その他経費計

事業費 計

4,470,757

4,658,532

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,091,700
役員 報酬 664,000
役員議事報償費 504,000
法定福利費 623,224
人件費計 5,882,924

(その他経費)

印刷製本費 78,626
会 議 費 36,813
旅費交通費 2,870
車両燃料費 29,244
通信運搬費 219,092

損益計算書

[税込] (単位:円)

まちづくり推進隊三野
全事業所

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

消耗品 費	693,885	
水道光熱費	34,600	
広告宣伝費	100,000	
減価償却費	182,508	
保 険 料	56,290	
リース 料	85,680	
業務委託料	152,943	
支払手数料	3,910	
	1,676,461	
その他経費計		7,559,385
管理費 計		12,217,917
経常費用 計		402,394
当期経常増減額		
【経常外収益】		0
経常外収益 計		
【経常外費用】		0
経常外費用 計		
税引前当期正味財産増減額		402,394
当期正味財産増減額		402,394
前期繰越正味財産額		686,113
次期繰越正味財産額		1,088,507

全役員名簿

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊三野

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	長尾 脊三	三豊市三野町大見甲5484	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
副理事長	青井 高志	三野町吉津乙844	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
副理事長	井本 由紀子	三野町下高瀬1121番地9	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
理事	市村 光利	三野町下高瀬200番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	香川 千寿	三野町大見甲3919番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	囟子 邦彦	三野町大見甲5658	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	則包 美都里	三野町大見甲6725番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	橋田 文代	三野町大見甲3927番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	細川 芳樹	三野町吉津乙2番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	前田 高次	三野町吉津甲2509番地2	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	三木 茂	三野町吉津乙2294番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
理事	横田 美智子	三野町大見甲5666番地	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	無
監事	松岡 茂利	三野町吉津乙2136番地3	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
監事	丸岡 英明	三野町下高瀬540番地1	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日

まちづくり推進隊三野 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊三野と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい三野町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市三野町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市三野町外に在住する個人
- 2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第 10 条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

2 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する一般会員が香川県三豊市三野町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第 9 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 11 条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 15 人以内

(2) 監事 2 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

第 12 条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。

3 監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

5 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、後任者が選任されるまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事選任の承認

(6) 監事の選任又は解任

(7) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他目的達成のために必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定にかかわらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経るこ

となく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長

が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市三野町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 5 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

この写しは、規約の原本と相違ありません。

平成28年4月28日

団体の所在地 香川県三豊市三野町下高瀬 568 番地 2
団体の名称 まちづくり推進隊三野
代表者の氏名 理事長 長尾 眷三

